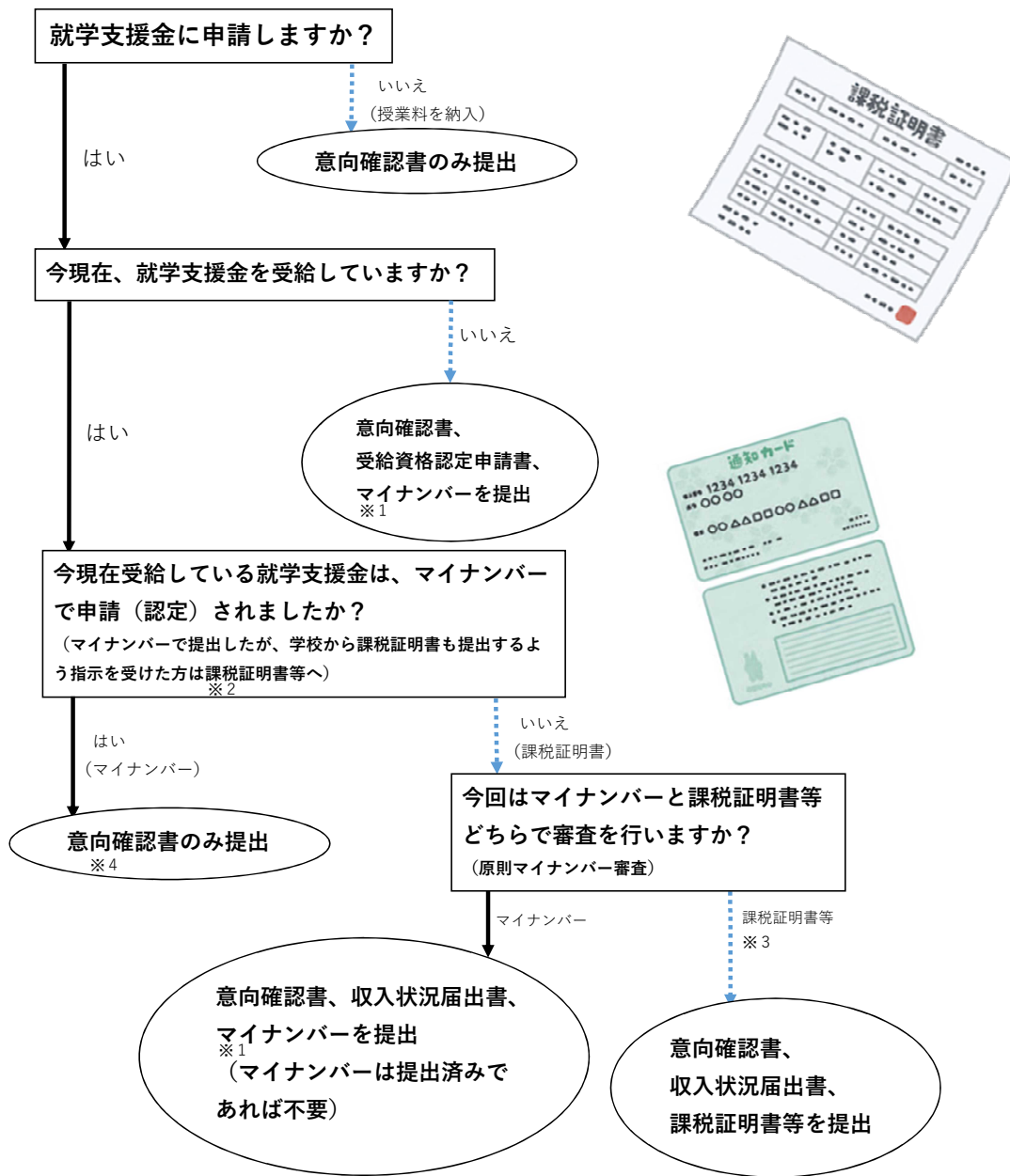


○ 就学支援金申請に係る必要書類フローチャート ○



※1 マイナンバーを提出する場合の注意点

マイナンバーが明記されている書類と「個人番号カード等（写）貼付台紙」の提出が必要です。

（マイナンバーカード、通知カード、マイナンバーが記載されている住民票等の写可）

「個人番号カード（写）貼付台紙」は同封しておりません。お手数ですがHPからダウンロードしていただくか、事務室に用紙がありますので事務室までお越しください。

※2 マイナンバーを提出したが審査結果がエラーとなり学校から課税証明書を提出するよう指示された場合以下のような理由が考えられます。

- ・ 税額の無申告
- ・ 申請した課税地の誤り（引越しをしても住民票を移していない場合など）
- ・ 配偶者控除の対象となっている場合

学校から指示があった場合は速やかに御対応していただくよう、御協力のほどよろしくお願いたします。

※3 課税証明書を提出する場合の注意点

別紙2「課税証明書を御提出いただく保護者様へ」を御確認いただいたうえ、本校事務室まで御連絡ください。生活保護受給者は課税証明書の代わりに生活保護受給証明書でも可。生活保護受給証明書は7月1日以降に取得して提出してください。それ以外の提出書類は期限内に提出してください。

※4 前回審査時（2019年1月1日現在）と今回審査時（2020年1月1日現在）で課税地が変更された方は意向確認書の余白にその旨を記載し、事務室まで御連絡ください。